

「重大事態」に関する調査方針について

1 調査委員(原則5人)

- ・ 学識者、弁護士、精神科医及び臨床心理士
- ・ 事案に応じた専門家(社会福祉士、ネットいじめ問題の専門家等)

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

2 調査の目的

事実関係を明確にするための調査

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 生徒が亡くなっている場合は遺族に対して、調査の目的・目標、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い(アンケート調査などの原本を遺族に開示するかどうか等)、遺族に対する説明の在り方などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

3 調査委員による調査の方法

- ・ 学校に出向き、いじめ対応チーム等と連携し調査する。
- ・ 必要に応じて学校に資料を提出させ調査を行う。
- ・ いじめを受けた生徒や保護者から必要に応じて聞きとり調査を行う。
- ・ 教職員や生徒に必要なに応じて聞きとりやアンケート調査を行う。

4 いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報の提供

- ・ 学校は、調査によって明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

5 調査結果の報告

- ・ 調査委員は調査結果について、速やかに県教育委員会に報告する。
- ・ 調査結果の公表等については、いじめを受けた生徒や保護者の意思を尊重する。